

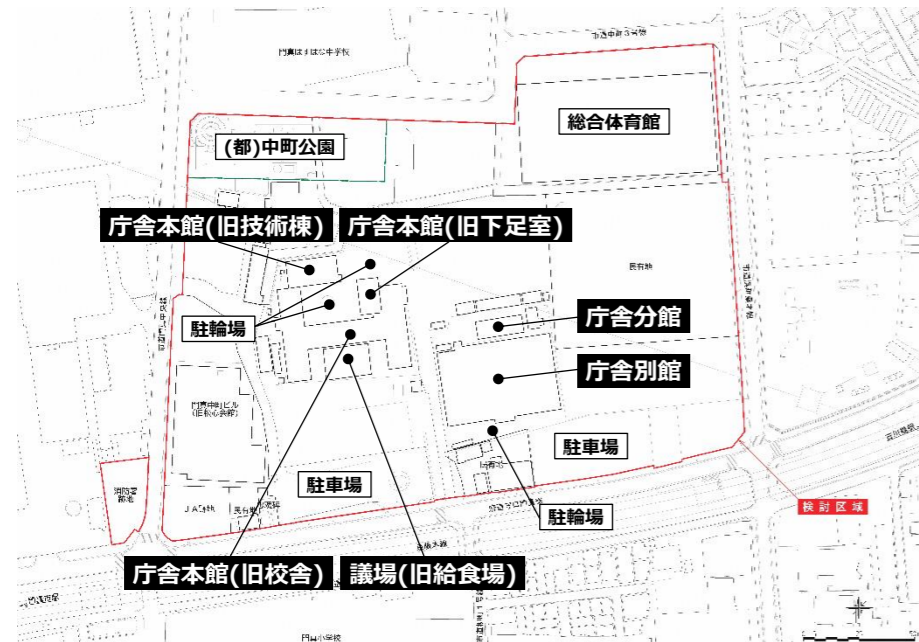
新庁舎の整備方針・導入機能・規模

1. 現庁舎施設の状況

(1) 庁舎エリア内の現庁舎施設

表・図：庁舎エリア内の現庁舎施設

建物名称	構造	建築年	階数	延床面積(m ²)	耐震改修
庁舎本館				計 5278.96	
庁舎本館(旧校舎)	RC	S52	4F	4387.40	実施済
庁舎本館(旧技術棟)	RC	S54	2F	526.18	実施済
庁舎本館(旧下足室)	S	S54	1F	138.66	実施済
議場(旧給食場)	S	S52	1F	226.72	実施済
庁舎別館	RC	S46	3F-B1	5623.44	実施済
庁舎分館	S	H11	2F	349.64	不要



(2) 各課に対するヒアリング結果の概要

部課配置：執務スペース内の通路が狭い。コミュニケーションが取りやすい席配置に見直すことが望ましい。

窓口空間：プライバシー確保のための仕切りや相談室の整備。

共用スペース：会議室や長期利用できる作業スペースの不足。

職員用スペース：昼食時間が前後した場合に市民の視線が気になる等、職員専用の休憩スペースの整備。更衣室の利用は少ない。

防災：各事務作業におけるBCP計画策定の必要性。

新しい働き方：全面的なフリーアドレスではなく、グループアドレスであれば導入を検討できる。

付加機能：コンビニやレストラン等の付加機能導入は肯定的な意見が多い。市民交流機能や市民利用スペース、イベントスペースの併設を検討。

環境配慮：新庁舎に対する再生エネルギー導入や、ZEB庁舎の実現。

(3) 現庁舎施設の状況と課題

ア 窓口機能

- ・市民窓口は主に別館1階に設けられており、エントランス付近にはデジタルサイネージが設置されている。
- ・待合スペースは壁際やエントランスの動線上に設けられている等、快適性に課題がある。
- ・庁舎平面が、中庭を囲んだ口の字型配置で視認性に課題がある。



窓口：別館

イ 執務スペース

- ・島型の机配置を基調とし、各執務室の前面にはカウンタースペースが設けられる。
- ・全庁に渡り統一された書棚を用いた文書管理が行われている。
- ・執務スペースには誰でも入れることから、セキュリティに課題がある。



執務スペース：本館

ウ 会議室

- ・小さな打合せスペースが設けられている部署もある。
- ・庁舎内に会議室は複数設けられているが、執務室として長期利用を行う会議室もあることから、日常的に会議室が不足している。



第3会議室：別館

エ 書庫

- ・本館1階、別館地下1階に配置。
- ・統一されたサイズの段ボールに書類を収納し、保存期限等を明記の上、管理されている。
- ・本館書庫には移動式書庫が導入されている。



書庫：本館

オ 防災機能

- ・別館3階の危機管理課には市防災無線の基地局、大阪府防災無線局、Jアラートの機器等が設置されている。
- ・災害対策本部は、別館第3会議室に開設予定だが、庁舎の被害状況に応じて、本館大会議室、総合体育館の順に設置の優先順位が付けられている。
- ・別館北東に整備された非常用電源設備は、電力供給が別館に限られるなど、庁舎エリア全体を充足するものではない。



防災機器：別館

(4) 現庁舎施設の課題解決に向けて

ア 防災性

●防災拠点としての方向性の整理

災害時において、庁舎、広場、周辺公共施設が一体となった機能維持や役割を検討する必要がある。地域全体で防災機能を備える視点が必要となる。

●日常使いを想定した汎用性のある防災空間

特別な設備を備えた1室ではなく、日常用途を勘案しつつ、災害時に臨機応変に転用可能な汎用性のある空間整備が必要である。

また、り災証明の発行場所や自衛隊の活動拠点等に用途変更できる空間や、災害派遣隊の車両がアプローチできる屋外の整備が必要である。

●災害時のバックアップ体制と冗長性の確保

災害時において、全庁で72時間の業務を継続できる体制が整っていないことや、災害時のバックアップ体制の構築と、情報環境を含めた不測の事態に対応できる冗長性の確保が必要となる。

イ 機能性

●建物や設備の老朽化

別館は建物や空調システム等の設備の老朽化が進んでいる。

●誰もが利用しやすい窓口空間

窓口の視認性、待合スペースの快適性、プライバシーの確保が十分ではないことをふまえ、誰もが利用しやすい窓口空間の整備が必要である。

●時代の変化に対応した室構成や機器整備

執務空間としての生産性の向上とともに、オンライン打合せスペースの需要増や、サーバー関連のクラウド化促進等、これからの働き方に対応できる整備内容を検討していく必要がある。

●業務特性に応じたセキュリティの確保

執務スペースへの進入制限や、個人情報の取扱いがある倉庫への入室管理など、全体的なセキュリティ性能の向上が必要となる。

ウ 社会性

●環境配慮、脱炭素化の促進

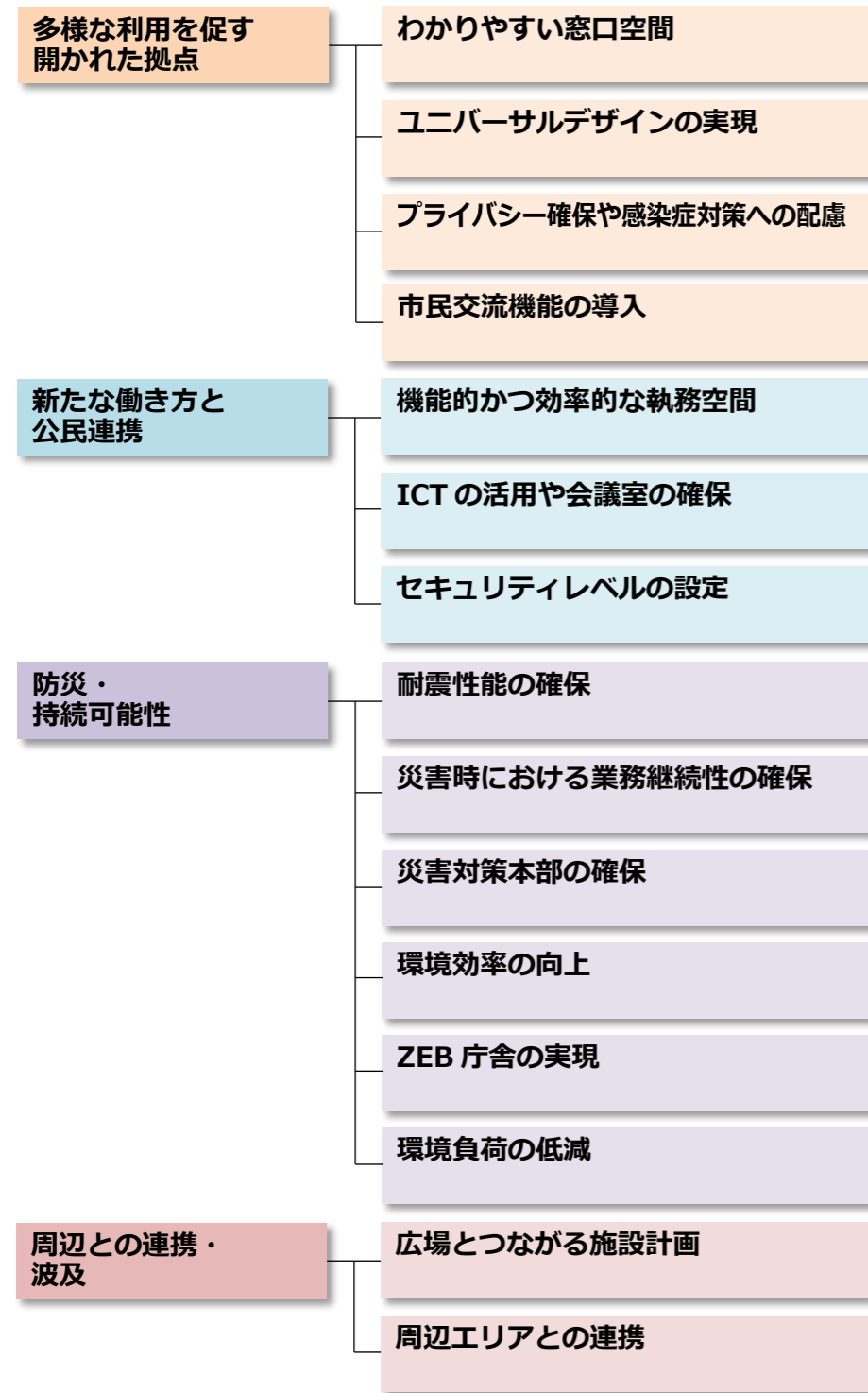
環境配慮や脱炭素化が求められる中、ZEB庁舎を視野に入れた高効率設備の導入、断熱性能の強化、自然エネルギーの活用等が必要である。

●木質化の促進

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、大阪府が定める「大阪府木材利用基本方針」に即して、必要な事項を定める「門真市木材利用基本方針」が策定されている。地球温暖化の防止や循環型社会の形成等をめざし、積極的な木材利用を進める必要がある。

2. 新庁舎整備に向けた整備方針及び導入機能

庁舎エリアの中心的な機能となる新庁舎整備にあたり、現庁舎の課題解決及び、「新しい働き方と公民連携でめざす、門真市庁舎エリア整備ビジョン」のメインコンセプト『みんなで描き みんなでつなぐ このまちがキャンパスに』の実現に向け、庁舎エリアの基本的な考え方に対応する整備方針を定める。



【表：庁舎エリアの基本的な考え方と整備方針】

(1) 多様な利用を促す開かれた拠点

新庁舎整備にあたっては、低層階に来庁者の利用頻度が高い窓口機能を集約するほか、総合案内を設け、利便性向上を図る。

誰もが、円滑かつ快適に利用できるユニバーサルデザインに基づく庁舎として整備するとともに、窓口におけるプライバシー確保や感染症対策に配慮する。

多様な利用を促す開かれた拠点となることをめざし、他の公共施設との複合化や市民交流機能の導入を検討する。

ア わかりやすい窓口空間

- ・来庁者の用件や動線等を考慮し、ライフイベントや税務関連の手続き、高齢者や障がい者の来庁が多い窓口を、可能な限り低層階に配置する。
- ・来庁者の手続き時間短縮に向け、受付システム、窓口配置、市民動線の工夫等により、現在よりも効率的で利便性の高い窓口の整備をめざす。
- ・来庁者動線や視認性に配慮した位置に総合案内を設け、目的の課へのスムーズな誘導を図る。
- ・窓口フロアには、ゆとりある待合スペースの整備をめざす。情報提供機能の充実化を図るために、新庁舎でも大型モニターなどによる情報提供や、順番待ちの番号表示や音声案内などの活用を検討する。
- ・行政手続きや市民サービスの変化や拡大に対応できるフレキシブルな窓口配置を検討する。
- ・周知啓発にかかるポスター設置やチラシ配架スペースの設置、相談ブースの整備等を検討する。

イ ユニバーサルデザインの実現

- ・「大阪府福祉のまちづくり条例」への準拠に加え、アプローチや屋内動線、エレベーターなどの空間は、ゆとりあるものとし、床に段差がなく、滑りにくい仕上げとすることで、車いす利用者、ベビーカー利用者、高齢者等においてもスムーズな移動ができるように配慮する。
- ・各階に利用想定人数に応じた男性用、女性用、バリアフリートイレを設置する。トイレは男女の配置や使い勝手を各階統一する等、誰もが使いやすいように配慮するとともに、車いす利用者、ベビーカー利用者、性的マイノリティ等の誰もが気兼ねなく利用できるものとする。
- ・乳幼児連れの来庁者に配慮し、子育て関連窓口のすぐ横など、目の届きやすい場所にキッズスペースの他、ベビーカー置き場、こども用トイレ及び赤ちゃんの駅（おむつ替え台、授乳・搾乳スペース）等の整備を検討する。
- ・案内サインは、視認性を高めるとともに、誰にでも分かりやすいように、表示位置や言語、文字サイズ、色使い等に工夫する。また、時点修正を考慮し、変更が容易で設置コストを抑えられるような仕様を検討する。
- ・対応時間が短い窓口には立って手続きを行うハイカウンター、対応時間が長い窓口には座って手続きを行うローカウンター、その他、車いす対応カウンターやプライバシー配慮型のカウンター等、各課の特徴に適したカウンターや記載台となるように工夫する。

ウ プライバシー確保や感染症対策への配慮

- ・各フロア並びに必要とする部署に相談室を適宜設置する。相談室は4人利用タイプや6人利用タイプ等、複数形式の確保に努める。なお、外部から室内の状況を確認でき、職員用出入口と来庁者用出入口を別に設けるなど、閉鎖空間となることに対して配慮する。
- ・窓口カウンターはオープン形式を基本とし、カウンターでの飛沫対策や、受渡し時の接触対策など、感染症対策等に配慮しつつ、柔らかく開かれたデザインをめざす。

エ 市民交流機能の導入

- ・市民交流機能の導入を検討することで、多様な世代と立場の市民の交流を促すとともに、庁舎及び広場が市民の居場所となるようなエリア整備をめざす。
- ・市役所と市民交流機能スペースの利用時間が異なることに配慮した動線、ゾーニング、セキュリティレベルを検討する。
- ・エントランス近傍に、市役所及び市民交流機能スペースの休憩だけでなく、展示、イベント開催、情報発信ができる、多目的スペースの設置を検討する。なお、本スペースは、一時的に広い空間が必要となる確定申告、期日前投票所等の行政事務、大規模災害時におけるり災証明の発行等への臨時的転用を想定したしつらいとする。
- ・庁舎エリア全体を見渡すことができる眺望エリアの整備を検討する。

先例：丸亀市市民交流活動センター マルタス

丸亀市庁舎に併設する、まちづくりのための「新たな公共サービス」の形として、さらに多くの「人づくり」へと発展させるための交流施設。市民活動支援サービスや、誰もが集える居心地の良い滞在空間（ブック&カフェ）、子どもとの交流を深めるキッズスペース、学習や仕事に集中できるスペース等の機能を備える。



写真出典：丸亀市 HP

(2) 新たな働き方と公民連携

ユニバーサルレイアウトを基調とした、隣接部署を含めた職員間でコミュニケーションがとりやすい機能的な執務空間の整備を行う。

働きやすい執務空間の実現に向け、適正な規模と室数の会議室や、業務の効率化を図る打合せスペース等を確保する。

新たな公民連携の視点として、継続的なチェンジマネジメントの取り組みを検討し、職員の意識改革や従来の働き方の見直し等により生産性の向上をめざす。

ア 機能的かつ効率的な執務空間

- ・職員間のコミュニケーション促進、隣接部署との連携、来庁者にもわかりやすい空間構成とするため、執務空間は、ユニバーサルレイアウトによるオープンフロアを基調とする。
- ・組織改編等のレイアウト変更に対応できるように、ゾーニングに応じたオフィス家具の統一や、フリーアクセスフロアを導入する。
- ・執務室の文書保管庫は可能な限り規格を統一し、利便性の向上や省スペース化を図るなど、効率的な文書の整理保管の実現をめざす。
- ・職員のウェルビーイングが確保されるとともに、クリエイティブな執務環境の構築をめざす。

先例：西予市役所

職員の意識改革や従来の働き方の見直すことによるオフィス改革を実践。ABWの本格導入、部・課を超えたコミュニケーションの活性化、ペーパーストックレス・ICTツールを活用した働き方の浸透、全員参加型の浸透プログラムの実施に取り組んでいる。



ABW（アクティビティ・ベースド・ワーキング）：業務内容に応じて働き方を自由に選べるワークスタイル

写真出典：西予市 HP

イ ICTの活用や会議室の確保

- ・ICT活用による、各種申請手続きのDXや、テレワークをはじめとする、多様な働き方の支援や、効率的な執務空間を実現する庁舎整備をめざす。
- ・様々な分野において積極的にICTを活用することで、DXの取組を推進し、的確な情報や行政サービスを提供できる環境整備や質の向上、執務空間における生産性の向上に努める。
- ・会議室は、部門構成に応じた適正な室数及び広さの確保に努め、防音性能の確保や可動間仕切壁の採用など、利便性にも配慮する。
- ・会議室は、運用の効率化を図るため、予約状況のみならずオンタイムで利用状況が確認できる方法を検討する。
- ・職員に限らず市民や企業も利用できる共用の打合せスペースや、WEB会議ブースの設置を検討する。

先例：市川市役所

行政サービスにおけるDXにより、来庁者及び職員の利便性向上が図られる。ワンストップサービスでは、利用者が総合受付で要件を伝えテーブル席につくと、担当職員がパソコンを持参してその場で手続きを行う。執務にはフリーアドレス導入や、ペーパーレス促進により柔軟な働き方を実現する。



写真出典：株式会社オカムラ HP

ウ セキュリティレベルの設定

- ・個人情報の保護や、業務毎の機密性、防犯上の観点から、来庁者の立入り可能な場所を明確にするとともに、職員に対しても、業務特性に応じたセキュリティレベルの設定を検討する。
- ・セキュリティレベルは、新庁舎の夜間や週末等の開庁時間外の利用や、市民利用部分の開放を視野に入れた計画とする。
- ・情報インフラに加え、建物設備機器に対するサイバーセキュリティ対策の構築を検討する。

(3) 防災・持続可能性

新庁舎は、災害時における来庁者等の安全を確保するとともに、防災機能を有する広場と連携した災害対策活動の拠点としての機能を十分に発揮する必要があることから、高い安全性を備えるものとする。

新庁舎は、脱炭素化やSDGsの達成をめざす真直市の先導的施設となることが求められることから、各性能の確保及び総合的な調和を考慮しつつ、「官庁施設的环境保全基準」の充足をめざすとともに、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮する。

ア 耐震性能の確保

- ・国土交通省が制定した「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」に定める、構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類をめざす。
- ・構造形式については、設計段階において、構造、規模、形状やコスト等の検討を行い、もっとも適切な形式を選定する。

表：耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。(重要度係数 1.5)
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。(重要度係数 1.25)
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。(重要度係数 1.0)
建築非構造部材	A類の外部及び特定室	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類及びA類の一般室	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※構造体：梁、柱、床、壁など建物に加わる力を支える部位
 非構造部材：外壁、扉、ガラス、天井、間仕切りなどの部材
 建築設備：電気、通信、給・排水、消火、空調など建物に付帯する設備
 ※特定室：活動拠点室、活動支援室、活動通路、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵又は使用する室等。

表：耐震安全性の目標

	耐震構造	制振構造	免震構造
概念図			
特徴	柱、梁、壁等を堅固にすることで地震の揺れに耐える。	柱、梁の間等に地震の揺れを減衰する装置（ダンパー等）を設置し、揺れを抑制する。	建物と地盤の間に免震装置を設置し、地震の揺れを建物へ伝えにくくする。
建物に生じる揺れ	上層階になるほど揺れが大きくなる。	上層階になるほど揺れが大きくなるが、揺れを小さくすることができる。	建物そのものが揺れにくくなる。
大地震時の建物損傷	地震の規模によっては、柱、梁、壁に損傷が生じる可能性がある。	ダンパー等により地震エネルギーを吸収でき、柱、梁、壁の損傷を抑えることができる。	地震エネルギーを吸収する免震層により、建物全体の揺れを軽減し、建物の損傷が少ない。
大地震時の室内・什器	揺れが大きくなる上層階では、固定が不十分な什器等が移動、転倒する恐れがある。	揺れが大きくなる上層階では、固定が不十分な什器等が移動、転倒する恐れがある。	揺れが小さくなるため、什器等の移動、転倒が生じにくくなる。
建築コスト	100	105～	110～
維持管理	一般的な維持管理	一般的な維持管理	一般的な維持管理に加え定期点検が必要
工期	100	100	110～

イ 災害時における業務継続性の確保

- ・非常時優先業務を行う活動空間及び活動支援空間の機能を維持するために、必要となる電力、通信、情報、給水、排水、空調、監視制御、エレベーター等にかかる72時間の基幹設備機能を確保する方法を検討する。
- ・非常時優先業務や、業務を実施する職員数等に応じた飲料水、簡易トイレ、非常食等を備蓄するための、備蓄倉庫の整備を検討する。
- ・災害時には、来庁者が庁舎内に留まることや、施設周辺の帰宅困難者等が救助を求めて庁舎内に避難してくることも想定されるため、非常時優先業務の遂行に支障を及ぼさないために、必要に応じて、来庁者との動線分離や、活動空間等への入室制限を行うことを検討する。
- ・浸水対策として、基幹設備等は2階以上に配置することを検討する。
- ・断水時でも利用可能なマンホールトイレ及び、洗浄水に利用可能な貯水槽等の水源の整備を検討する。

ウ 災害対策本部機能の確保

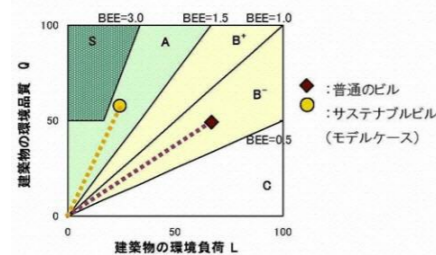
- ・国、府、消防、警察、自衛隊等の関係諸機関と連携した災害対策や救助救援活動が可能な災害対策本部の設置を検討する。なお、平常時は庁内会議等に活用できるようなしつらえとする。
- ・災害対策本部は、必要な通信システムと適切なスペースを確保するとともに、近傍には、災害時に連携する関係機関職員が控室として利用できる会議室の設置を検討する。

エ 環境効率の向上

- ・建築物の環境品質を向上させ、環境負荷を低減させることによって、1.5以上の環境効率（BEE 値）の実現をめざす。

参考：BEE 値の定義

BEE (Built Environment Efficiency) とは、Q (建築物の環境品質) を分子として、L (建築物の環境負荷) を分母として算出される指標。BEE 値における環境ラベリングでは、Q の値が高く、L の値が低いほど、よりサステナブルな性向の建築物と評価できる。



オ ZEB 庁舎の実現

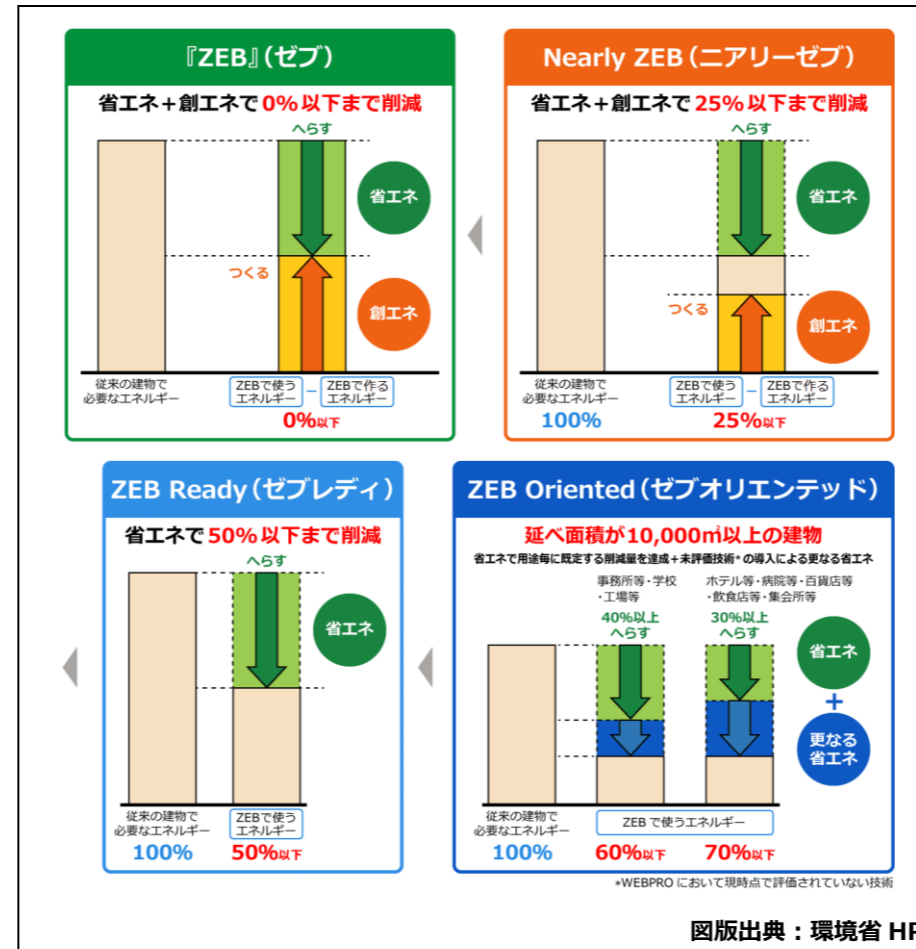
- ・一次エネルギー消費量の削減及び再生可能エネルギーの積極的な導入により、ZEB 水準 (BEI \leq 0.5) の庁舎の実現をめざす。

参考：ZEB の定義

ZEB (Net Zero Energy Building) は、従来の建物で必要となるエネルギーを「省エネ (50%以上)」と「創エネ」で 100%削減を実現する建築物。100%削減を達成する『ZEB』のほか、削減割合に応じた ZEB ready と Nearly ZEB がある。

また、建築物省エネ法に対応した ZEB Oriented がある (省エネは 20~40%)。

ZEB ready	再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から、50%以上の一次エネルギー消費量を削減した建築物
Nearly ZEB	ZEB Ready の要件を満たし、かつ、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満の一次エネルギー消費量を削減した建物
ZEB	ZEB Ready の要件を満たし、かつ、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上の一次エネルギー消費量を削減した建物
ZEB Oriented	再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から用途毎に規定する一次エネルギー消費量を削減、かつ、未評価技術を導入した建物 ホテル・病院・百貨店：30%削減 事務所・学校・工場：40%削減 小規模：20%削減



図版出典：環境省 HP

カ 環境負荷の低減

- ・庁舎の長寿命化、廃棄物削減や資源の循環利用、エコマテリアルの採用、熱負荷低減、自然エネルギー利用、エネルギーや資源の有効利用等を図ることで、環境負荷を低減し、総合的に環境保全性を確保する。
- ・BEMS (ビル・エネルギー・マネジメント・システム) 等の導入により、電力使用量の可視化や、最適なエネルギーマネジメントの実施を検討する。
- ・「門真市木材利用基本方針」等に基づき、府内産をはじめとする国産木材の利用及び、庁舎の木質化に努める。
- ・環境配慮活動の1つとして、BELS、CASBEE、LEED、WELL 等の環境性能に関する認証制度の活用を検討する。

先例：高島市役所

地球環境への負荷低減や、最新環境技術を備えたサステナブルな施設整備を目指し、2019年3月、ZEB Ready 庁舎として完成。省エネルギー化に際しては、豊富な地下水、卓越風、自然採光など地域特性を活用した環境技術を導入し、環境負荷削減や将来の維持管理コスト低減が可能な施設としている。



写真出典：高島市 HP

(4) 周辺との連携・波及

- ・接地性が高く、広場と一体的に運用される新庁舎整備を検討する。
- ・また、庁舎エリアは、門真市駅と古川橋駅を含むエリアの中心に位置することから、周辺エリアのまちづくりと連携した新しい拠点となることをめざす。

ア 広場とつながる施設計画

- ・広場に面する立地特性を活かし、春や秋などの季節の良い時期には共用部を広場に開放するなど、広場に開いた施設計画及び、庁舎内での活動を広場に拡張できるような利用方法を検討する。
- ・階数を低層に留めることで、接地性が高く、広場との一体性が感じられる庁舎を整備する。

先例：富岡市役所

庁舎前面は駐車場ではなく、人のにぎわいと呼ぶコミュニティスペース (しるくるひろば) を整備。週末を中心にイベントが開催され、広場と一体的に庁舎を利用することができる。また、庁舎整備によって、庁舎を経由して、上州富岡駅から富岡製紙場に抜ける新しい動線がつけられた。庁舎に路地の役割を持たせたことも特徴である。



写真出典：富岡市観光協会 HP

イ 周辺エリアとの連携

- ・庁舎エリアに隣接する総合体育館や門真はすはな中学校に連絡する歩行者動線を確保することで、周辺地域と一体となった施設の整備をめざす。
- ・門真市駅及び古川橋駅周辺の動きと連携し、ウォークアブルの視点による空間デザインや、公民連携による取組みを新たな創出に努める。

先例：仙台市役所

まちの賑わいを活性化するために、一番町商店街からの軸線を庁舎敷地内に引き込み、市民広場や定禅寺通、一番町商店街など、仙台特有の豊かな街路空間や広場と賑わいを相互に波及させ、まち全体の回遊性向上にも寄与する低層部の整備を計画。敷地内に巡らせた街路空間 (みち) に沿って市民活動・協働の場 (みせ) や、新庁舎のシンボル空間 (ひろば) を設置する。



写真出典：仙台市 HP

3. 新庁舎の規模

新庁舎に集約する施設・組織や、執務を行う人員数を整理するとともに、「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準（以下、国交省基準という。）」及び、「総務省起債対象事業費算定基準（以下、旧総務省基準という。）（※H23 年度廃止）」により、新庁舎の規模を算定する。

（1）算定条件の設定

ア 新庁舎で執務を行う部署及び人員数

新庁舎での執務が予想される部署及び人員数を下記に整理する。
現庁舎で執務する部署に加え、合理的な行政運営を行うため、新庁舎への集約効果が高い環境水道部の政策部門（環境政策課・経営総務課）を対象とする。
人員数は、令和4年4月1日時点における特別職、職員、会計年度任用職員とし、合計669人となる。なお、職員数は、基本定数より算定する。
なお、算定条件は、今後の機構改革等の状況に柔軟に対応できるものとする。

表：算定で用いた対象部署

企画財政部	秘書課、企画課、財政課、魅力発信課、ICT推進課
総務部	総務課、人事課、管財統計課、危機管理課、課税課、収納課
市民文化部	地域政策課、産業振興課、市民課、人権市民相談課、生涯学習課
保健福祉部	福祉政策課、保護課、障がい福祉課、高齢福祉課、健康保険課
こども部	こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園課
まちづくり部	都市政策課、地域整備課、庁舎エリア整備課、道路公園課、公共建築課、建築指導課
環境水道部	環境政策課、経営総務課
教育部	教育総務課、教育企画課、学校教育課
他	会計課、行政委員会事務局、議会事務局、農業委員会事務局

備考：消費生活センター、南部市民センター、女性サポートステーション、歴史資料館及び教育センターを除く。

表：算定で用いた対象人員数（令和4年4月1日時点基本定数）

特別職	部長	管理監・技監	次長	総括参事	課長	参事	課長補佐	副参事	一般職員	会任職員等	計
4人	9人	2人	12人	1人	38人	7人	69人	17人	383人	127人	669人

イ 議会機能

新庁舎における議会機能の面積は、国交省基準では算定基準がなく、旧総務省基準では現在運用しつつも対象に含まれない諸室があることから、今後、市議会と調整の上、検討を進めるものとする。

（2）新庁舎の面積算定

ア 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準（地方小官署（署・所）県単位以下）による面積

国交省基準は、庁舎の適正な規模を確保することにより、官庁施設（国家機関の建築物及びその付帯施設）における利用者の利便の確保と執務能率の増進を図ることを目的に、企画立案段階において、一般的な事務庁舎の執務室等の面積を算定する方法を定めたものである。

本算定基準により庁舎規模を算定すると約11,500㎡となり、職員一人当た

りの庁舎面積は約17.1㎡/人となる。

なお、本算定基準は国の庁舎を想定したものであることから、窓口を伴う地方自治体の本庁舎に用いる場合、若干手狭な結果が算定される傾向にある。

表：国交省基準換算職員数

	特別職	部次長級	課長級	課長補佐級	一般職員等	計
常勤職員数	4人	24人	45人	86人	510人	669人
換算率	18.0	9.0	5.0	2.5	1.0	
換算人員	72.0人	216.0人	225.0人	215.0人	510.0人	1,238.0人

表：国交省基準算定表

施設区分	面積算定	算定基準
ア 執務面積	4,493.9㎡	
事務室（応接室含）	4,493.9㎡	換算職員数×（3.3㎡×110%）
イ 付属面積	1,764.8㎡	
会議室	290.4㎡	（40㎡/職員100人+10人増毎4㎡加算）×110%
電話交換室	120.0㎡	換算人員1200～1600人の場合、120㎡
倉庫	531.2㎡	事務室面積（補正前）×13%
宿直室	14.0㎡	1人まで10㎡、1人増毎に4㎡加算
庁務員室	11.7㎡	1人まで10㎡、1人増毎に1.65㎡加算
湯沸室	100.0㎡	6.5～13.0㎡を標準（10ヶ所想定）
受付及び巡視溜り	6.5㎡	1.65㎡×（人数×1/3）≥6.5㎡
便所及び洗面所	214.1㎡	職員数150人以上は0.32㎡/人
医務室	140.0㎡	職員数600～700人は140.0㎡
売店	56.9㎡	職員数150人以上に設けて0.085㎡/人
食堂及び喫茶室	280.0㎡	職員数600～700人は310㎡
ウ 固有業務面積	950.0㎡	
議会	950.0㎡	現状面積
エ 設備関係面積	962.0㎡	
機械室	831.0㎡	ア～ウの有効面積5,000～10,000㎡は831.0㎡
電気室	131.0㎡	ア～ウの有効面積5,000～10,000㎡は131.0㎡
オ 交通部分	3,268.3㎡	
玄関・広間・廊下・階段室等	3,268.3㎡	上記各面積（補正前）の40%
計	11,439.0㎡	

イ 総務省起債対象事業費算定基準（人口5万人以上50万人未満）による面積算定

旧総務省基準は、総務省の地方債同意等基準運用要綱に示された起債対象となる標準的な面積で、庁舎建設の財源に地方債を充てる際の基準であった。平成23年度に廃止になった後も、現在に至るまで、多くの自治体が庁舎規模算定の基準として活用している。

本算定基準により庁舎規模を算定すると約16,000㎡となり、職員一人当たりの庁舎面積は約24.0㎡/人となる。

表：旧総務省基準換算職員数

	特別職	部次長級	課長級	課長補佐級	一般職員等	計
常勤職員数	4人	24人	45人	86人	510人	669人
換算率	20.0	9.0	5.0	2.0	1.0	
換算人員	80.0人	216.0人	225.0人	172.0人	510.0人	1,203.0人

表：旧総務省基準算定表

施設区分	面積算定	算定基準
ア 事務室	5,413.5㎡	4.5㎡×換算職員数
イ 付属面積	5,386.8㎡	
倉庫	703.8㎡	事務室面積の13%
会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室	4,683.0㎡	7㎡×全職員数
ウ 玄関、広間、廊下、階段等の交通部分	4,320.1㎡	アからイまでの各室面積合計の40%
エ 議事室	950.0㎡	現状面積
計	16,070.4㎡	

（3）既存庁舎及び大阪府先例による面積

ア 既存庁舎による面積

現在、庁舎として本館、別館、分館、議場が用いられている。合算した延床面積は11,252㎡となり、これら庁舎で執務する職員686人（環境水道部の政策部門（環境政策課・経営総務課）を除く）で割戻すと、職員一人当たりは16.4㎡/人となる。

イ 大阪府先例による面積

大阪府内の先例自治体の新庁舎面積を以下に示す。合わせて、職員数と延床面積から、先例自治体における職員一人当たりの庁舎面積を算出する。

表：大阪府内における先例整理

自治体名	職員数 ※1	延床面積	職員一人当たりの庁舎面積
柏原市	389人	9,000㎡	23.1㎡/人
和泉市	687人	11,992㎡	17.5㎡/人
貝塚市	494人	10,286㎡	20.8㎡/人

※1：職員数は基本計画策定時の想定数とし、特別職を含むものとする。

※2：貝塚市庁舎の延床面積は、合築された市民福祉センターの面積を除く。

（4）新庁舎の整備規模

表：庁舎規模の比較

基準等	新庁舎	職員一人当たりの庁舎面積
国交省基準	約11,500㎡	約17.1㎡/人
旧総務省基準	約16,000㎡	約24.0㎡/人
参考：既存庁舎	11,252㎡	16.4㎡/人

国交省基準では約11,500㎡、旧総務省基準では約16,000㎡の規模が算定される。なお、職員一人あたりの庁舎面積に着目した場合、大阪府内先例3市の庁舎においても、この範囲内（約17.1㎡/人～約24.0㎡/人）に分布する。

そこで、新庁舎の整備規模は、11,500～16,000㎡を目安に、新庁舎に集約する施設等や市民交流機能について引き続き検討を行った上で、基本計画策定時に決定するものとする。